

当事業年度開始日の直前1年以内に当社の技術職員となった者に○を付す。

審査基準日時点の満年齢を記入する。

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 2 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|

### 技術職員名簿

頁

|    |   |   |
|----|---|---|
| 項番 | 3 | 5 |
| 数  | 8 | 1 |
|    | 0 | 0 |
|    | 0 | 1 |

技術職員名簿が3枚目の場合は「003」を記入する。

| 通番 | 新規掲載者 | 氏名    | 生年月日       | 審査基準日現在の満年齢 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 監理技術者資格者証交付番号 | CPD単位取得数 |
|----|-------|-------|------------|-------------|-------|----------|------|-------|----------|------|---------------|----------|
| 1  | ○     | 神戸 三郎 | 平成2年12月20日 | 30          | 8201  | 214      | 2    | 05    | 214      | 2    | 第○○○○○○○号     | 28       |
| 2  |       | 兵庫 次郎 | 昭和40年6月30日 | 55          | 8201  | 113      | 1    | 17    | 113      | 1    |               |          |
| 3  |       | 鈴木 太郎 | 昭和35年2月28日 | 61          | 8201  | 141      | 2    | 02    | 238      | 2    | 第○○○○○○○号     | 30       |
| 4  |       | 神戸 一郎 | 昭和20年10月1日 |             |       |          |      |       |          |      |               |          |

※技術職員名簿は、年齢の若い順に記載してください。

(例)「公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された場合、 $480(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$  しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合、これを切り捨て「28」となる。

- 審査基準日時点の状況について申請してください。
- この技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(基幹技能者)であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(法人の場合は常勤役員、個人の場合は事業主を含む)をいい、労務者(常用労務者を含む)又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限られます。
- 技術職員1人につき2業種まで申請できます。(2業種の考え方)
  - ・ 1資格から2業種選択でもOK  
例: 土木施工管理技士→土木・とび  
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
  - ・ 2資格から1業種ずつ選択でもOK  
例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築
  - ・ 1つの業種について、2つの資格で申請することはできません。  
【例: ×申請できません 管(09)→2級管工事(230)・配管工(1級)(176)】  
【 ×申請できません 土(01)→1級土木施工(113)・2級土木施工(214)】
- 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員名簿に記載することはできません。
- 雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。この場合、「継続雇用の適用を受けている技術職員名簿(様式は目次参照)」を併せて提出してください。
- 審査基準日以降に取得した資格は記入できません。

(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された場合、 $180(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 450$  しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

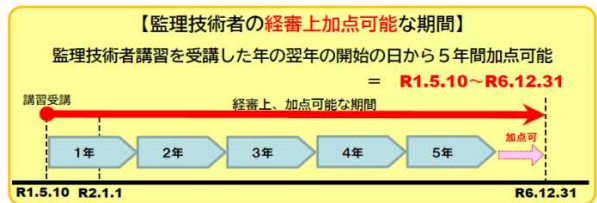
※審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象です。

**満年齢について**  
年齢計算にあたっては、誕生日の前日が満年齢となります。前日に年を取るようになりますので、ご注意ください。  
(例) 審査基準日: 令和3年3月31日  
生年月日: 昭和61年3月31日 → 35歳 } = 満35歳以上  
昭和61年4月1日 → 35歳  
昭和61年4月2日 → 34歳 } = 満35歳未満

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

- ① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること(審査基準日時点で有効であること)
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習について、講習修了した日が審査基準日より前の日付かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること



上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し等が必要。